

地方独立行政法人大牟田市立病院 嘱託補助員採用試験案内

1 採用予定職種及び採用予定人員等

試験区分	採用予定人員	受験資格
看護助手 (嘱託補助員)	3名	昭和41年4月2日以後に生まれた人で、所定の勤務時間帯に勤務ができる人(学歴、免許及び資格等は問いません)
看護助手 (嘱託補助員) (学生)		昭和41年4月2日以後に生まれた人で、准看護師、看護師免許の取得を目指し、働く意欲のある看護学生

※嘱託補助員とは、職員と比べて短い勤務時間で、特定の分野の業務をする職です。

2 受験の手続き(次の書類を市立病院人事課に提出してください。)

- 履歴書(市販の履歴書に所定の事項を記入し、写真を貼付したもの。)
 - ・履歴書を提出する際は、氏名欄の上の余白に職種(試験区分)を記入してください。
 - ・採用試験に提出いただいた書類等は返却しません。
 - ・提出書類等は個人情報として取り扱い、採用試験以外の用途には使用しません。
- 在学証明書 ※該当する方のみ

3 受付時間

- 午前8時30分から午後5時15分までです。
(日曜日、土曜日及び国民の祝日(休日)は受付ができません。)

※郵送での申込みの場合は封筒の表には「採用試験申込」と朱書きしてください。受験票を郵送しますので、必ず、定型封筒に自分の郵便番号、住所、及び氏名を記入し、110円切手を貼ったものを同封してください。試験の前日までに受験票が届かない場合は、大牟田市立病院人事課まで電話で連絡してください。

4 試験の日時、場所及び内容等

【期 日 ・ 時 間】 受付後、別途連絡します(応相談)

【試 験 会 場】 大牟田市立病院 大会議室等

【試 験 内 容】 個別面接、作文試験※

※作文試験・・・文章による表現力、構成力、総合判断能力等についての筆記試験

《持参するもの》 受験票、筆記用具(HB鉛筆数本又はHBシャープペンシル、消しゴム等)

《その他》 受験者数等によっては、日程、時間割、試験会場等を一部変更する場合があります。

(注) 計算機能又は翻訳機能がついた腕時計等の試験会場内への持込みは禁止します。携帯電話等の試験会場内での使用を禁止します。(時計がわりに使用する場合も含む。)

5 合格発表等

▼最終合否の結果については、合格者のみ文書で通知します。

▼大牟田市立病院のホームページ上でも合格者の受験番号を掲示します。(<https://www.ghp.omuta.fukuoka.jp>)

合 格 発 表	試験日の7日後を予定
---------	------------

6 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律に基づき、口頭により開示請求をすることができます。なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、学生証等)を持参の上、直接おいでください(開示時間は午前8時30分から午後5時15分まで、日曜日、土曜日及び国民の祝日(休日)については、開示できません。)

試験区分	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
看護助手	受験者	総合評価の 得点及び順位	合格発表の日の 翌日から1か月間	大牟田市立病院 人事課

7 合格者について

- (1) 合格者は、1年以内の雇用で、更新の限度は4回(最長5ヵ年度の勤務)になります。ただし、勤務態度、健康状況、組織機構の改廃、人事評価等により、雇用期間の更新を行わない場合があります。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、履歴書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

8 勤務条件等

試験区分	業務内容	勤務時間	週休日及び休日等	報 酬
看護助手 (嘱託補助員)	病棟における看護師 の補助業務等	7:00～21:00 上記時間帯で応相談 (週35時間以内)	日曜日のほか4週間に 4日、祝日、年末年始 ※応相談	1,068円/時間
看護助手 (嘱託補助員) (学生)		7:00～21:00 上記時間帯で応相談 月の勤務時間を 76時間未満で調整	日曜、祝日 年末年始 ※応相談	

- (1) 上記の報酬額は予定額であり、人事給与制度の改定等により変更する場合があります。
- (2) 勤務時間については、①7:00～10:00 ②17:00～21:00 ③7:00～15:00 ④9:00～17:00 ⑤13:00～21:00 の中からの選択になりますが、1日2時間だけの勤務など短時間の勤務から始めることも出来ますので、ご希望等ありましたら担当までご相談下さい。
- (3) 諸手当として、通勤手当(上限 55,000 円)、時間外手当があります。賞与、人事評価に基づく昇給制度及び退職金制度はありません。
- (4) 週の所定労働時間が 20 時間以上の場合、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
- (5) 祝日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日であり、年末年始とは、12月29日から翌年1月3日までの日(祝日を除く。)になります。
- (6) 週の所定労働時間が 30 時間以上の場合、10日間の有給休暇が付与される他、特別休暇として夏季休暇(3日)、病気休暇(5日)、子の看護休暇(5日～10日)及び服喪休暇等があります。(採用の時期により、一部制限があります)
- (7) 職員駐車場、院内保育所が利用できます。

